七月七日　弥彦村消防演習のため、午前七時・八時にサイレン・警鐘点打いたしますので、ご了承下さい。

村の消防力を結集して

"定期消防演習"

「火の用心」予防活動にも力を!!

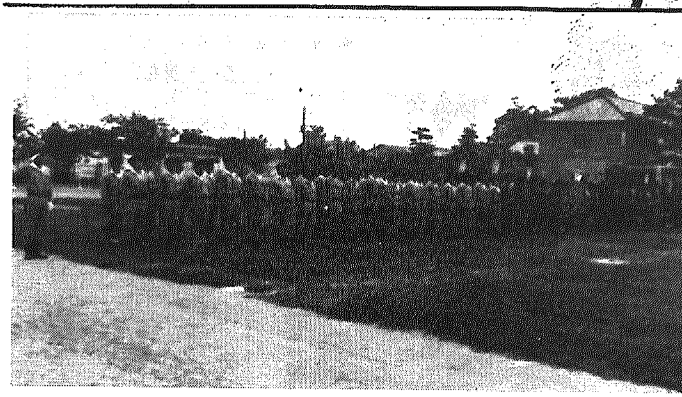

六月十七日に和納小学校グランドで恒例の定期消防演習が行なわれました。

地域の消防意識の普及と士気と連帯感の高揚を目的としたこの演習は、三六七名の全団員が参加し、延々四時間に亘って行なわれ、終始基本の動作と確実に行なうきびきびした動きで村民の期待にこたえておりました。

もとより消防は、郷土の生命と財産を守るものでありますが演習をみた村民も力強く感じたのではないでしょうか。

これからも火災が発生しやすい状態となります。団員の方々は、それぞれ仕事を持っている人たちです。火を消すことも大切でしょうが、まず火をださないように予防活動にみんなで協力しましょう。

また、当日消防活動に尽された功績により次の六十六名の方々が受賞されました。

。日本消防協会長より勤続三〇年以上消防の職務に精励され表彰

副団長　宝輪　儀一
元団員　伊藤　多七
〃　阿部長太郎

。県消防協会長より勤続一〇年以上一五年未満消防団員で成績優秀で他の模範であり表彰

元分団長　阿部　実
元団員　三島　勝
〃　古谷　尚吾
〃　後藤　奨
〃　稲垣　武蔵
〃　石川　一秋

。村長より、火災早期発見消火に適切な措置をとり大事に至らなかった功績により表彰

小林　元衛

。村長より、長年消防団員として団務に精励され、今度退団された在団中の功労により感謝状の授与

。分団長

長谷川敏行、阿部　実
岡島　繁、藤田　民夫
岡崎　功、本間　俊雄

。副分団長

海津　正英、海津　一也
朝妻　一英、竹内虎五郎
大越幸三郎、本多　四郎
大岩　栄一、山田　隆
中村　一栄、上村　武夫
小島　康一、三富　浩右

。部長

山田　武一、堀越　栄一
堀越　徳治、斎藤　栄
成田　一雄、小林仁三郎
堀井　保、石川　茂

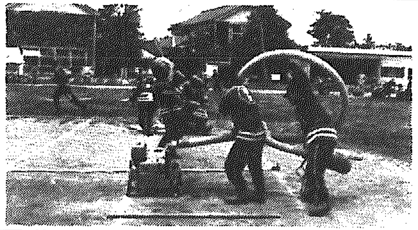

。班長

大越　達雄、杉山　重光
三富　一郎

。団員

沖野　一雄、池上　庄作
池上　義一、竹内　英機
田中　校一、稲垣　武蔵
三島　勝、和田　文雄
和田　孫一、堀越与喜衛
木部　明、斎藤　政男
成田　正雄、松本正代喜
松本　英樹、井島　教夫
寺沢　久雄、石川　一秋
田中　武、竹内　正勝
竹内　一男、渡辺　孝平
後藤　奨、本間　信義
吹井　泰市、岩富　寅雄
岩富　進、山下　嘉吉
伊藤　太七、古谷　尚吾

農業共済

昭和48年度

水稲共済掛金 事務費賦課金 定まる

水稲共済掛金の基礎となる単位当り共済金額及び基準収穫量は共済事業運営協議会で、補償の充実をはかるため、キログラム当り一〇〇円とすることにし去る三月の村議会で議決されました。基準収穫量は損害評価会で県の指示収量、本村の生産量、その他統計資料により検討の結果、十アール当り五六〇キログラムと決定されました。これによって農家の皆さんの負担となる共済掛金は次のようになります。

基準収穫量	560kg
引受割合	70%
引受収量	392kg
kg当り共済金額	100円
10アール当り共済金額	39,200円
掛金率	0.5904
農家負担 共済掛金	231円
賦課金	60円

このようにして農家から納入していただいた共済掛金は、この外に国が負担する共済掛金の一部が交付されるので、これと併せて村に備蓄され、被害を受けた農家の共済金支払に充てられます。共済金を支払った後の残額は決算で剰余金として各種の積立金に積立られ共済金の支払に不足を生じた場合、あるいは無被害農家へ支払の無事戻金の財源に充てることになります。

事務費賦課金も共済掛金といっしょに納入願うことになりますが、事業運営経費の一部として共済事業運営協議会及び村議会を経て前年同額の十アール当り、六〇円に決定されました。

この水稲共済掛金と事務費賦課金は来る七月中旬に部落区長、農区長さんを通じて納入依頼書をお届けするよう予定していますので、よろしく御協力下さるようお願い致します。

共済事業についてお気付の点がありましたら役場農政課へ御連絡下さい。

戸籍手数料の改正のお知らせ

本年七月一日から国の定めている戸籍手数料令が改正されることになり、これに基づいて戸籍関係手数料が次のように改められますのでお知らせ致します。

区分	現行	改正
戸（除）籍謄抄本	一枚 五〇円	一枚 七〇円
戸（除）籍閲覧	一件 五〇円	一件 七〇円
戸籍受理証明書	一件 四〇〇円	一件 五〇〇円

（昭和48年7月1日改正）

7月の外科救急病院

			昼	夜
1日	県立吉田病院	（02569）	3-3131	3-3132
8日	町立巻病院	（02567）	2-3111	2-3115
15日	県立吉田病院	（02569）	3-3131	3-3132
22日	町立巻病院	（02567）	2-3111	2-3115
29日	巻町桑原医院	（02567）	2-2221	

内科の病院紹介は消防署岩室分署（2—3360）へ連絡して下さい。

子どもを水から守ろう

—消費者は新しい自覚と勇気を—

五周年を迎えた

消費者保護基本法の歩み

消費者の憲法ともいうべき消費者保護基本法が昭和四十三年五月に制定されてから本年で丁度五周年を迎えます。

この法律の生いたちは当時消費生活の多様化、高度化、複雑化が進むにつれ消費者の利益を害する様な問題があとをたたず行政の立場で保護する必要があるということで議員立法で成立し、全二十条という短い法律の内容は、国、県、市町村、事業者の責任と役割にならんで消費者の役割もきめられ、ついで国が消費者保護のために講じなければならない具体的な施策として危害の防止、計量、規格、表示の適正化、価格に対する公正自由な競争の実施などがはっきりと示され、最後に基本的な審議をする消費者保護会議設置が定められるなど、過去の生産優先行政から生活優先行政に転換する方向づけが打ち出されて五年を経過したのであります。この間消費者をめぐる消費者問題解決のためにいろいろな法改正が行なわれ、例えば「うたがわしきは罰する」という画期的な改正を行った食品衛生法「訪問販売契約の解約期間を四日間」と定めた改正割ぶ販売法、加工食品等の「品質表示基準」を折り込んだ改正農林物質規格品質表示法「被害救済制度」を取り入れた消費生活用製品安全法の成立など今までは考えられなかった消費者サイドの方向で制定される一方本県も含めて全国に一〇四ヶ所の消費者の研修、苦情受付とその処理、商品テストの実施、常設展示コーナーを備えた消費者教育総会施設である消費生活センターが設置されたり、消費者組織の活動の充実とその数も増えるなど次ぎ次ぎと新しい施策が大きな役割を果してきたことはそれなりの前進を示したものと考えます。しかしながら私ども消費者はここにあらためて廻りをじっくりと冷静にみきわめる必要があるように思われます。卸売物価の急騰につながる消費者物価の上昇にどうしたらよいか、有害食品や欠陥商品の続出にどれを選んだらよいか、「うに」と表示されたものが本当は色付き酒粕であった不当表示をどうみきわめたらよいか、中身が入れものの半分以下である過大包装商品はどうしたらよいか、その他消費生活に大きな影響をしめつつあるサービスの安全性、選択権の確保などこれから消費者が取り組まなければならない問題が山積しているのが現状です。

今五周年を迎えて私ども消費者は生活者としての自覚をあらたにしこの現状を正しくとらえて消費者の権利—消費者一人一人の自由な意志で商品を選ぶことが生産者に反映して最終的には消費者の好む商品を生産者が製造して市場に出しその商品を消費者が買い求める—を文字どおり消費者のものとするため一人の力では出来ないことも消費者同志がお互に団結し、力をあわせて、考え、行動を起すことによる成果を期待するものです。

県としても消費者行政部門の強化を検討するとともに基本法の趣旨を生かした施策を一つの節をのり起えた新しい心組みでおしすすめたいと考えています。

新潟県日本鶏品評会

盛会に終る

—岩室村体育館で—

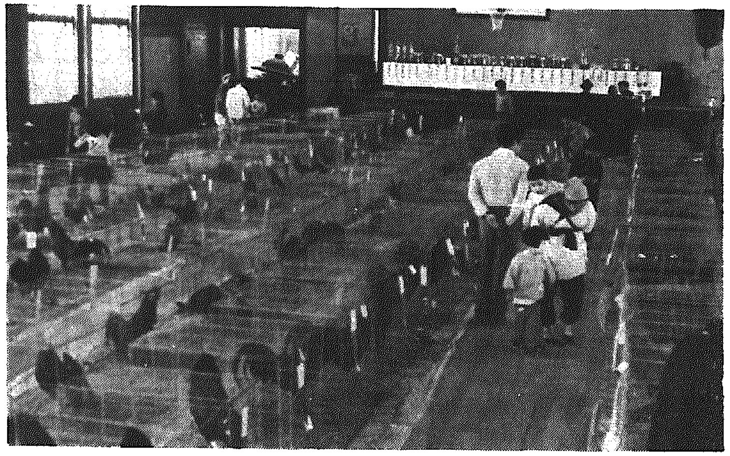

新潟県教育委員会と天然記念物蜀鶏保存連合会の共催で去る五月二十五、二十六、二十七日の三日間に渡り村民体育館に於て開催された第三回新潟県日本鶏品評会は県内外（遠くは岐阜県）より天然記念物蜀鶏六十二点を含む一七四点の日本鶏が出展され天候に恵まれた三日間会場には多数の参観人が訪づれた。入賞鶏の表彰式は二十七日役場で行なわれ各方面から寄贈の賞品が優秀鶏二十九点に贈られた。

—産業育成資金—

申込みは七月五日まで

昭和四十八年度第一回の産業育成資金は、融資限度額を五十万円、利率年七㌫で申し込みの受付をいたします。商工業者のみなさん産業育成資金の活用をしてください。

申し込み用紙は、役場開発課および商工会事務所に準備してあります。電話、口答等、申し込み書のないものは受付けられません。

。融資限度額　五十万円以内、ただし、審査により減額されることもあります。
。融資利率　年七㌫
。融資予定日　七月二十三日
。融資期間　四ケ月間
。申込期限　七月五日
。申込場所　商工会事務所　又は、役場開発課へ

ご希望の方は、至急手続をして下さい。

商工会会長副会長の交替

五十嵐前会長さん、成田前副会長さんごくろうさまでした。

昭和四十二年以来六年間もの長い間村の商工会長、副会長として村民から親しまれて来た、会長五十嵐寛一郎さん、同副会長成田豊吉さんは去る、五月二十八日の総会かぎりで後進に道をひらくため、引退をされました。本当にごくろうさまでした。

なお新会長に堀井正雄氏（和納五区）が、新副会長には竹内正雄（和納四区）佐藤悦夫（岩室）両氏がそれぞれ選任されました。

"必らず手続きを"

軽自動車の廃車

軽自動車及び小型二輪（二五〇cc以上）については陸運局よりナンバーが交付され村で課税しておりますが、例年納税通知書が配布されますと「廃車してあるのに」と申し出られる方が多数あります。陸運局より廃車の通知がおくれることもありますが、大部分の方は販売業者まかせにして、廃車の確認を怠っておられることが原因です。

廃車されたときは必ず廃車手続の確認をされるようお願いします。

なお、ご不明の点は役場税務課へおたずね下さい。